

令和4年度 地産地消型再エネ増強プロジェクト (都外設置)

＜CO₂ DOWN＞

事業説明 ～申請手続き編～

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)



クール・ネット東京



目次

1. 申請受付期間

2. 手続代行者

安心な未来へ。

3. 申請フロー

今、できること。

〈CO₂ DOWN〉

4. 申請単位

5. 書類提出先等

6. 提出書類一覧



1. 申請受付期間

【公募期間】

【令和4年度申請受付期間】

令和5年3月31日(金)17時(必着)まで

- ※ 申請受付期間経過後に到着した書類は、受け付けいたしません。（交付申請手続きについては、十分に時間の余裕をもって行っていただくようお願いいたします。）
- ※ **不備書類訂正や追加資料等の提出催促期限を超過した場合には、助成金を交付できませんので、ご注意ください。**
- ※ 上記期間に提出された交付申請書は、先着順に受理し、審査を行います。
- ※ 受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日(予算超過日)をもって、申請の受理を停止します。



2. 手続代行者

【手続代行者】

【手続代行者】

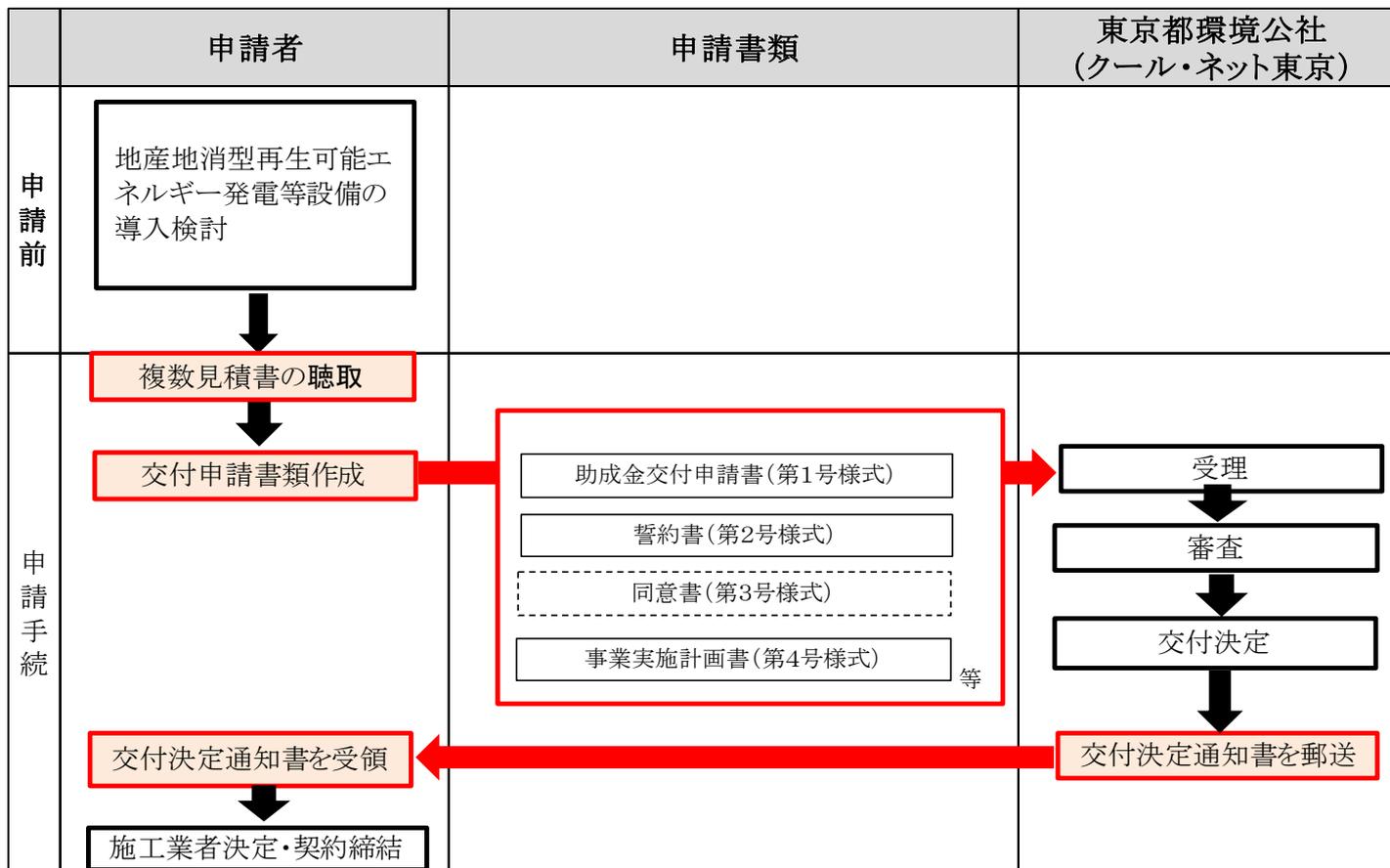
- ・本助成金の交付申請等に係る手続の代行を第三者に対して依頼することができます。
- ・手続代行者は交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるように努めてください。



3. 申請フロー

【申請フロー】

(1) 交付申請～交付決定





3. 申請フロー

【申請フロー】

【助成金交付申請】

本助成事業は、**事前申請**とします。

※令和4年4月1日～同年8月31日までに契約を締結し、かつ同年9月30日までに交付申請を行ったものも、助成対象といたします。

書類の審査は、提出された「助成金交付申請書」(第1号様式)、「事業実施計画書」(第4号様式)及び関連資料をもとに行います。

～誓約書について～

「規定の遵守」や「固定価格買取制度の設備認定を受けないこと」等の記載がありますので、必ず確認し提出してください(誓約されない場合は助成対象外となります)。



3. 申請フロー

【申請フロー】

【交付決定】

公社は申請された事業について審査を行い、**予算の範囲内**で交付を決定します。

審査の結果、交付を決定した事業については、助成金交付要綱の規程に基づき、助成事業者（助成金の交付を決定した助成対象事業者）に対し、助成金交付決定通知書（第5号様式）を送付します。また、不交付とする場合には、「助成金不交付決定通知書」（第6号様式）を送付します。



3. 申請フロー

【申請フロー】

※ 交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、助成事業者に対して実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。

助成事業完了後、助成事業者から実績報告の提出を受けた後に、公社からの通知により助成金額が確定します。

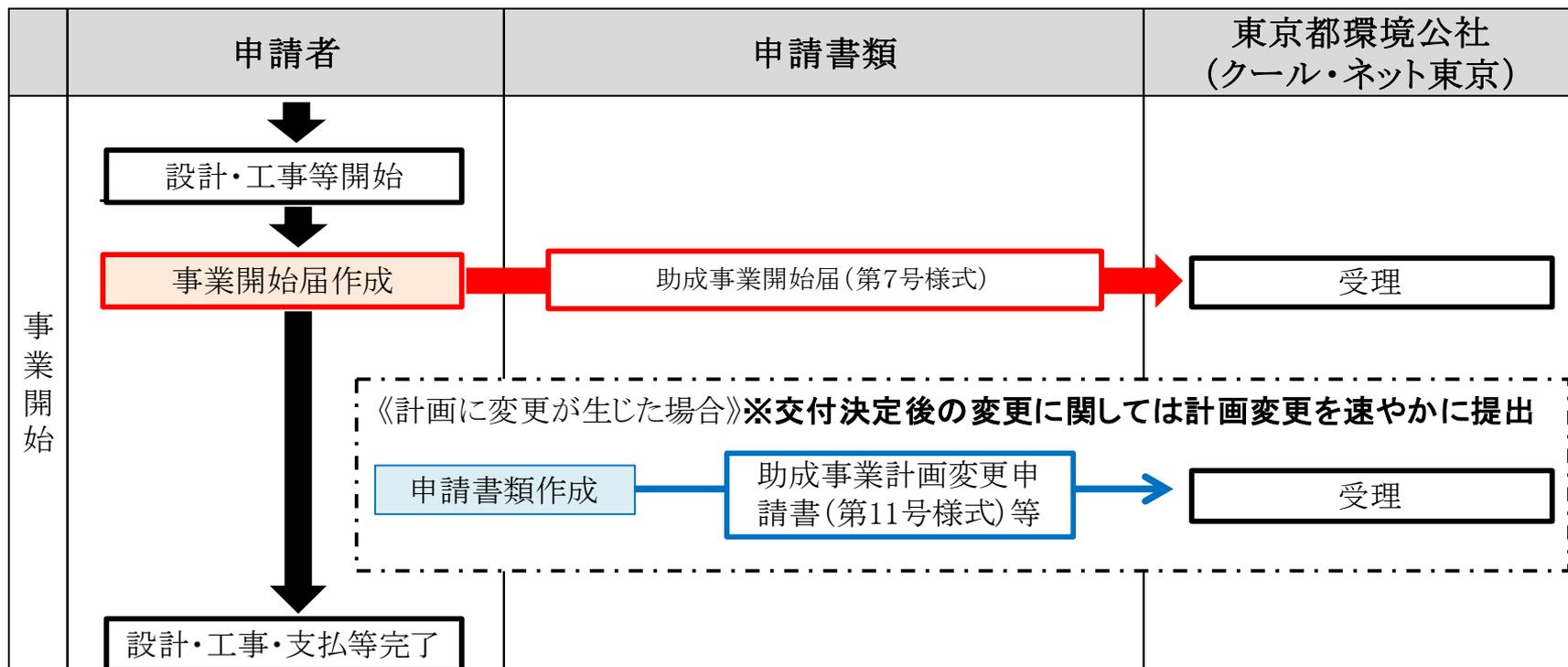
なお、実際に助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、**公社が通知した助成金額を超えてお支払いすることはできません。**



3. 申請フロー

【申請フロー】

(2) 事業開始～完了





3. 申請フロー

【申請フロー】

【助成事業の開始】

① 交付決定通知書を受領後、当該設備の設計、調達及び工事等の発注契約を締結してください。

「助成事業開始届出書」(第7号様式)を作成し、工事契約書の写し等必要書類を添付して公社に提出してください。

➤ 提出期限⇒

事業に着手した日から14日以内に提出



3. 申請フロー

【申請フロー】

② 助成事業の開始日は、公社が助成事業の交付を決定した日（交付決定日）以降で、助成事業に係る設計又は工事の契約を締結する（予定）日とします。

※ 助成事業に係る契約等は、交付決定日以降に行ってください。

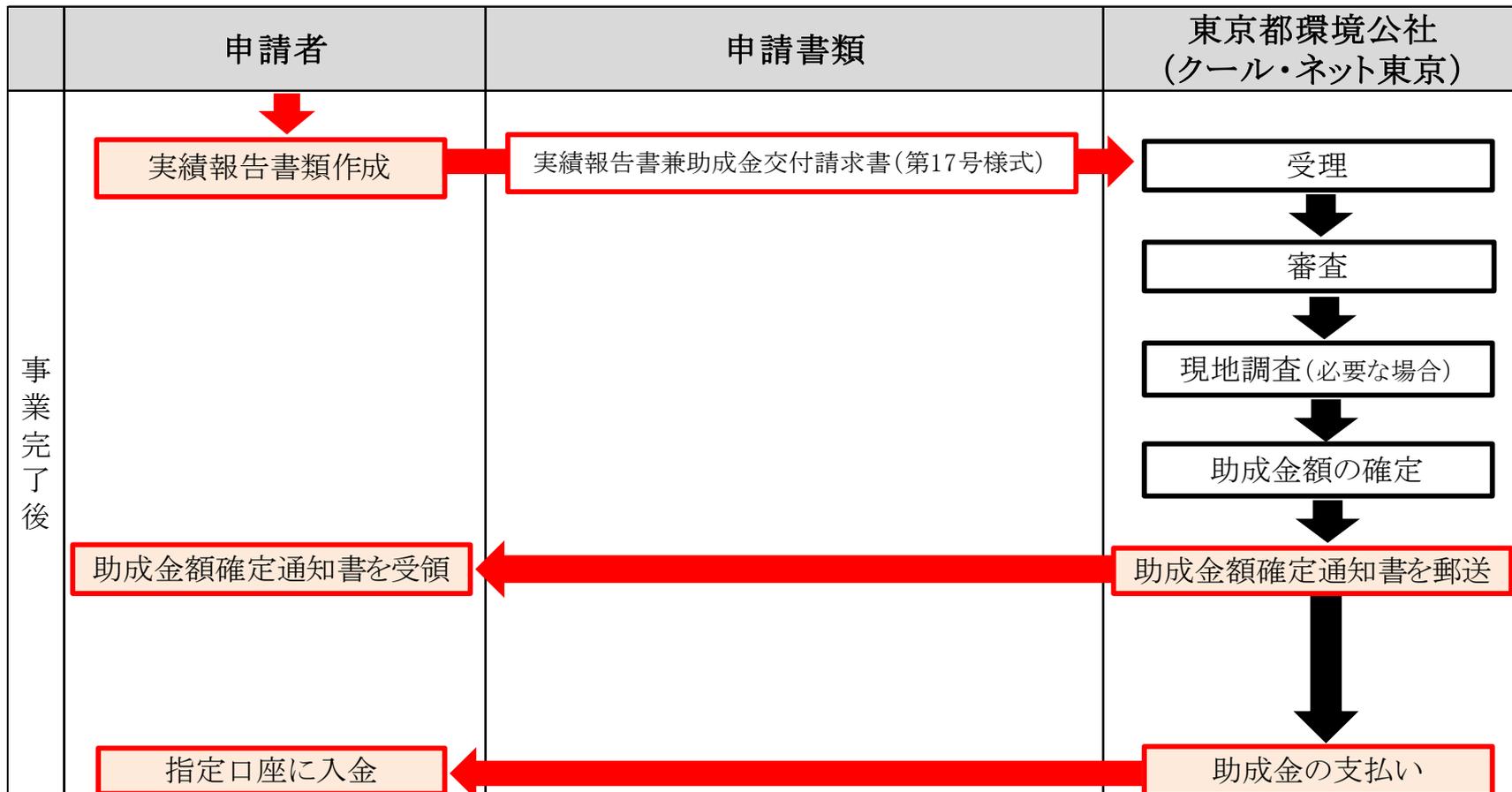
⇒国等他の助成事業と同時期に申請する場合も、契約は当助成事業の交付決定以後に行うことが原則となります。



3. 申請フロー

【申請フロー】

(3) 実績報告～助成金の支払い





3. 申請フロー

【申請フロー】

【助成事業の実績報告】

助成事業が完了したときは、「実績報告書兼助成金交付請求書」(第17号様式)及び添付資料を公社に提出してください。

- 提出期限⇒事業が完了した日から60日以内
- 最終提出期限⇒令和5年12月28日17時まで

【実績報告時の環境価値に関する提出書類について】

グリーン電力証書の場合⇒設備認定を受けたことが分かる
書類

※公社は、証書化の手続き方法等はご案内は行っていません。申請者自身でご確認の上、手続きを行ってください。



3. 申請フロー

【申請フロー】

【助成金の支払い】

※ 助成事業の**完了日**は、設置工事、設備の試運転の完了及び助成事業者における**支出義務額(助成対象経費全額)**を**支出完了(精算を含む)**した日とします。

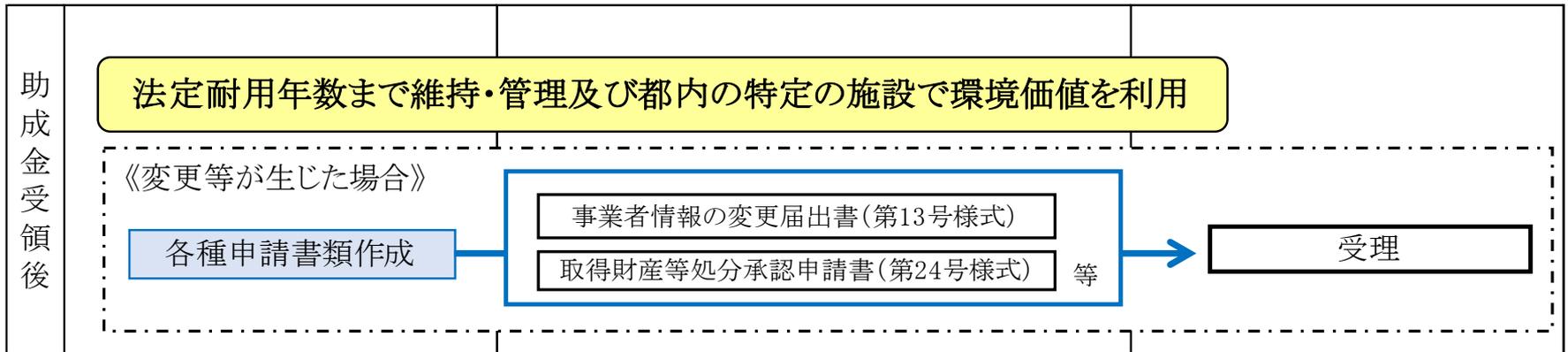
実績報告書の審査が完了した後に、ご指定の口座へ助成金が支払われることとなります。



3. 申請フロー

【申請フロー】

(4) 助成金受領後





3. 申請フロー

【申請フロー】

(5) 助成金受領後の環境価値について

処分制限期間(次スライド参照)まで、都外で発電した電力の環境価値を都内で利用してください。

なお、処分制限期間内に都又は公社が環境価値の利用実績を確認する場合がございます。その際は、次の書類をご提出してください。

ア 再エネ電力証書の写し

イ 再エネ電力証書における最終所有者が確認できる資料

ウ 再エネ電力証書における使用用途が確認できる資料

環境価値の利用が確認できない場合、助成金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。



3. 申請フロー

【申請フロー】

(6) 処分制限期間

再生可能エネルギー等設備の種別	期間
太陽光発電 (建物附属設備の場合)	17年 (15年)
風力発電	17年
水力発電	20年
地熱発電	15年
バイオマス発電	15年
蓄電池	6年



4. 申請単位

【申請単位】

1つの電力需給契約(東京都を除いた東京電力エリア内)に対して、1申請とします。

なお、電力受給契約(東京都を除いた東京電力エリア内)が異なれば、同一事業者でも複数の申請が可能です。

1 事業者

1申請書



1申請書



1申請書



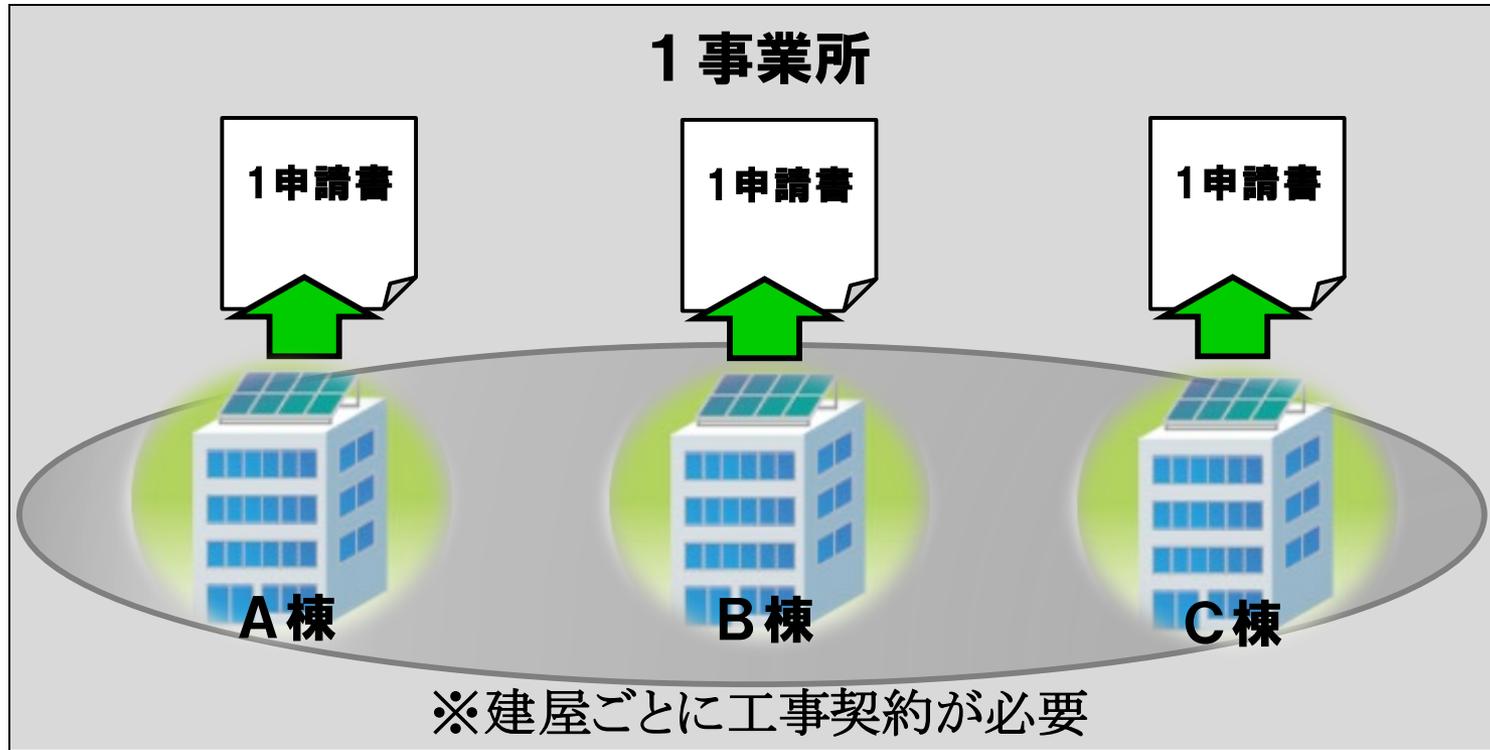
導入する施設単位
で申請が必要
(1施設1受給契約
の場合)



4.申請単位

【申請単位】

【1つの施設で複数の申請する場合】



こうしたケース以外に申請を分ける必要がある場合には、個別に公社までご相談ください。



4.申請単位

【申請単位】

ただし、同一建物に同一の再生可能エネルギー発電等設備を複数設置する場合には、契約を分けて設置しても上限額は建物ごとに1億円(中小企業等の場合)となります。



5.書類提出先等

【書類提出先等】

【書類提出先・お問い合わせ】

書類の提出は、電子メール又は郵送にてお願いします。

※郵送で提出される際は、必ず封筒の表面に「**地産地消
型再エネ増強プロジェクト・助成金交付申請書類在中**」
と赤字で記入してください。

(申請書類の到着に関するお問い合わせに、個別に回答することは出来かねます。到着まで追跡可能な方法で郵送していただき、ご自身で申請書類の到着の確認をしてください。)



5.書類提出先等

【書類提出先等】

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 10階

公益財団法人東京都環境公社

クール・ネット東京

(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

創エネ支援チーム

TEL: 03-5990-5067

メール: cnt-zokyo@tokyokankyo.jp

受付時間: 月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く)

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分



注意事項

【注意事項】

<注意  >

※ 必要書類への記入漏れや不備等があった場合は、書類審査を進めることができなくなります。**必ず、助成金交付要綱及び助成金申請の手引き(後日公表)をご一読いただき、手続きを行ってください。**

※ 助成対象事業者は、本助成金の交付申請等に係る手続きの代行を、第三者に対して依頼することができます。

※ 提出された申請書類及び添付資料は、**返却いたしません**ので、手元に控えを1部ご用意ください。

※ 申請書類の様式については、公社のホームページからダウンロードしてください。

6 提出書類一覧

別表第2 交付申請に必要な書類(交付要綱第8条関係)

No.	提出書類		電力					備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	
1	提出書類チェックリスト		○	○	○	○	○	
2	助成金交付申請書	第1号様式	○	○	○	○	○	
3	誓約書	第2号様式	○	○	○	○	○	
4	助成対象事業の実施に係る同意書	第3号様式	△	△	△	△	△	助成対象事業者と助成対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合に提出してください。
5	事業実施計画書	第4号様式	○	○	○	○	○	
6	蓄電池容量選定理由書	第4号様式別紙1	△	△	△	△	△	蓄電池を導入する場合に提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設で必要とされる負荷側の電力を、使用機器ごとに記載すること。 ・ 施設で必要とされる負荷側の電力を元に、適切な容量となっていること。 ・ ピークシフトを目的に蓄電池を設置する場合は、電力負荷・蓄電池の充放電の時間帯・電力量等がどの様に計画されているかが分かること(シミュレーション等)。
7	発災時の蓄電池活用計画書	第4号様式別紙2	△	△	△	△	△	蓄電池を発災用として導入する場合に提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時専用電源の設置場所(配置図)、専用電源設置場所の選定理由、発災用に保持する蓄電容量、発災用に蓄電池から供給される特定負荷、コンセント等までの系統図、停電時の動作説明図、自然放電時の充電機能説明等、確認に必要な書類を添付してください。
8	バイオマス依存率計算書	第4号様式別紙3	-	-	-	-	○	
9	助成対象事業経費内訳	共通様式	○	○	○	○	○	

No.	提出書類		電力					備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	
10	登記簿謄本(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)の写し	添付資料1	△	△	△	△	△	法人の場合に提出してください。(共同申請の場合は、申請者全員分が必要です。) <ul style="list-style-type: none"> 発行から3ヵ月以内のもの ※「法律により直接設立された法人」(実施要綱第5条第1項第1号ケ)に該当する場合は、それを証明する行政機関から通知された許可証等の写しを提出してください。
	青色申告者であることを証明する書類(写し)直近1か年分		△	△	△	△	△	個人事業主の場合に提出してください。(共同申請の場合は、申請者全員分が必要です。) <ul style="list-style-type: none"> 直近1か年分 以下のいずれかを提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 税務代理権限証書の写し ② 税理士・会計士等による青色申告内容が事実と相違ないことの証明(任意様式) ③ 税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写し <ul style="list-style-type: none"> ※マイナンバーが記載されている箇所は黒塗りにしてください。 ④ 事業所得に係る納税通知書等の写し等 ※青色申告を行っていない場合は、事前に公社までお問い合わせください。
11	設置場所(建物又は土地)の全部事項証明書の原本又は写し	添付資料2	△	△	△	△	△	法人または個人事業主の場合は提出してください。 助成対象設備を設置する場所の全部事項証明書を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> 発行から3ヵ月以内のもの ① 建物の場合:現在事項全部証明書(建物)(ただし、新築で未登記の場合は、確認申請書、確認済証又は検査済み証の写しを提出してください。) ② 土地の場合:現在事項全部証明書(土地) <ul style="list-style-type: none"> 表題部及び権利部の記載があるもの ③ 設置場所が登記を要しない場合:事前に公社までお問い合わせください。
12	再エネ電力証書利用場所が都内の特定の施設とわかる資料(全部事項証明書(建物)の写し等)	添付資料3	△	△	△	△	△	法人または個人事業主の場合は提出してください。
13	中小企業者であることが確認できる書類(写し)	添付資料4	△	△	△	△	△	中小企業者(実施要綱第3条第1項第九号)に該当する場合に提出してください(個人事業主の場合は不要です)。 <ul style="list-style-type: none"> 資本金の額又は出資の総額、或いは従業員数が確認できるもの(従業員数の確認ができるもの:「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」や「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」など。ただし、税務署の押印のあるもの) ※「登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」添付資料1にて確認できる場合は不要です。

No.	提出書類		電力					備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	
14	見積書	添付資料5	○	○	○	○	○	<p>助成事業に要する経費及び助成対象経費の根拠となる見積書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」(共通様式)の記載項目と突合できるように番号等を付け、その番号等を記載してください。また、機器については、「設備の仕様内容がわかるもの」(添付資料7)と整合性を必要に応じてとってください。 経費の区分(設計費、設備費、工事費の区分)及び助成対象経費が明確に分かるように内訳を記載してください。 競争により請負会社を選定する必要があります(ただし、公社が認めた場合を除く。)。選定方法の確認のため、2社以上の見積書を提出してください(契約締結は交付決定通知発行後に行ってください。) 競争により請負会社を選定する場合は、同等程度の仕様として認められるものを徴収してください。
15	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠	添付資料6	△	△	△	△	△	助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達等がある場合は、提出してください。
16	設備の仕様内容がわかるもの(カタログ・パンフレット等)	添付資料7	△	△	△	△	△	「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要URLが明示できない場合は、機器の仕様、メーカー名、型式、能力等が確認できるものを提出してください。対象機器が確認できるよう、メーカー等で印を付けてください。
17	システム系統図	添付資料8	○	○	○	○	○	<p>※太陽光発電設備以外の設備を導入される場合は、事前に公社までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成対象となる設備間の関係性や電気の流れが確認できるよう記載してください。 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。 複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。 助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」(共通様式)に記載されている見積番号を記載してください。

No.	提出書類		電力					備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	
18	単線結線図	添付資料9	○	○	○	○	○	<p>※太陽光発電設備以外の設備を導入される場合は、事前に公社までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象となる発電設備等を確認できるよう作成してください。 ・助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。 ・複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。 ・電力会社との責任分界点から、発電設備までの接続を確認できるよう記載してください。 ・発電設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、明確に分かるように色分け等してください。なお、連系点が複数ある場合には、全数記載してください。 ・助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」(共通様式)に記載されている見積番号を記載してください。
19	機器配置図	添付資料10	○	○	○	○	○	<p>※太陽光発電設備以外の設備を導入される場合は、事前に公社までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入設備と設置場所の寸法を記載した平面図と立面図を作成してください。 ・「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要へ記載した機器はすべて平面図へ記載してください。 ・太陽光発電設備の場合は、太陽電池モジュールの角度・方位を付記してください。 ・助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。 ・複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。 ・助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」(共通様式)に記載されている見積番号を記載してください。

No.	提出書類		電力					備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	
20	設置場所で必要とされる電力の計算根拠	添付資料11	○	○	○	○	○	<p>「事業実施計画書」(第4号様式)の3. 導入効果「想定電力消費量」の計算根拠となるシミュレーションデータを作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの方法にて計算根拠を示してください。 <p><発電等設備></p> <p>① 既築の施設の場合 ⇒直近1年間の根拠資料(電気事業者発行の使用電力量が記載されている書類)を提出してください。</p> <p>② 新築の施設の場合 ⇒積算根拠を明確にした資料を提出してください。</p> <p>例1) 新築の施設で使用予定の機器一覧を作成し、その機器の出力や使用予定時間から消費電力量を計算した資料</p> <p>例2) 同規模の建物(設備の導入施設との面積比±10%)で、類似した使用用途である建物の使用実績から消費電力量を推計した資料(登記簿謄本(全部事項証明書)、直近1年間の根拠資料)</p>
21	再エネ設備から供給される発電量の計算根拠	添付資料12	○	○	○	○	○	<p>「事業実施計画書」(第4号様式)の3. 導入効果「想定発電電力量」の計算根拠となるシミュレーションデータを作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要に記載された機器の能力と整合性がとれること。 バイオマス発電設備を導入する場合は、「低位発熱量を証明する資料」(添付資料17)に記載された機器の能力と整合性がとれること。 太陽光発電設備及び太陽熱利用設備については、周辺の建物や樹木等の影による影響も考慮してシミュレーションしてください。
22	再エネ電力証書利用場所で必要とされる電力の計算根拠	添付資料13	○	○	○	○	○	<p>「事業実施計画書」(第4号様式)の7. 環境価値の利用の計算根拠となるシミュレーションデータを作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの方法にて計算根拠を示してください。 <p>① 既築の施設の場合 ⇒直近1年間の根拠資料(電気事業者発行の使用電力量が記載されている書類)を提出してください。</p> <p>② 新築の施設の場合 ⇒積算根拠を明確にした資料を提出してください。</p> <p>例1) 新築の施設で使用予定の機器一覧を作成し、その機器の出力や使用予定時間から消費電力量を計算した資料</p> <p>例2) 同規模の建物(設備の導入施設との面積比±10%)で、類似した使用用途である建物の使用実績から消費電力量を推計した資料(現在事項全部証明書(建物)、直近1年間の根拠資料)</p>

No.	提出書類		電力					備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	
23	掘削に係る資料	添付資料14	-	-	-	○	-	地熱発電設備を導入する場合に提出してください。 ・ 調査掘及び掘削本数、深度、地熱源に関する資料等 ・ 交付申請時点で掘削を実施していない場合は、実施次第、提出してください。
24	バイオマスの調達に係る資料	添付資料15	-	-	-	-	○	バイオマス発電を導入する場合に提出してください。 ・ バイオマスの調達計画が確認できるもの(契約書、覚書等)
25	灰の処分に係る資料	添付資料16	-	-	-	-	○	バイオマス発電を導入する場合に提出してください。 ・ 発生した灰の処分計画が確認できるもの(契約書、覚書等)
26	低位発熱量を証明する資料	添付資料17	-	-	-	-	○	バイオマス発電を導入する場合に提出してください。 ・ 「バイオマス依存率計算書」(第4号様式別紙3)及び「再エネ設備から供給される発電量の計算根拠」(添付資料12)と整合性がとれること。 ・ 低位発熱量を分析した分析報告書、または製品保証書等
27	バイオマス燃料利用計画	添付資料18	-	-	-	-	△	バイオマス燃料製造設備を導入する場合に提出してください。 ・ 「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要に記載した内容の根拠となるもの。
28	バイオマス燃料製造計画	添付資料19	-	-	-	-	△	バイオマス燃料製造設備を導入する場合に提出してください。 ・ 「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要に記載した内容の根拠となるもの。
29	リース契約書及びリース計算書(案)	添付資料20	△	△	△	△	△	リース契約を行う場合に提出してください。 ・ リース契約書(案)を提出してください。 ・ リース料から助成金相当分を減額してください。 ・ 交付申請時点でリース料が決定している場合は、リース料から助成金相当分が減額されていることを証明できるリース計算書(助成金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提出してください。
30	第三者利用許可書、賃貸借契約書等の写し	添付資料21	△	△	△	△	△	助成対象事業者と助成対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合に提出してください。 ・ 以下の書類等を提出してください。 ① 施設利用許可証(写し) ② 賃貸借契約書(写し)
31	許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等がわかる資料	添付資料22	△	△	△	△	△	「事業実施計画書」(第4号様式)6. 実施事業に関する事項の(1)許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項において、以下の項目を「有」とした場合は、その内容が分かる資料を提出してください。 ① 環境に関する調査等 ② 地元調整 ③ 法規制に係る許認可

No.	提出書類		電力					備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	
32	省エネルギー診断申込書(写し)	添付資料23	△	△	△	△	△	省エネルギー診断の対象事業者のみ提出してください。ただし、対象事業者のうち、過去3年以内に省エネルギー診断を受診している事業者は、省エネルギー診断報告書の表紙の写しを提出してください。省エネルギー診断の対象でない事業者や、その他の理由で受信できない事業者は「省エネルギー推進体制図」を提出してください。
33	維持管理するのに必要な費用が分かる資料	添付資料24	-	○	○	○	○	処分制限期間に係る維持管理に必要な費用算出根拠が分かる資料をご提出ください。
34	国等の助成金等において受領した交付決定通知書等(写し)	添付資料25	△	△	△	△	△	国等の助成金の交付を受ける場合に提出してください。 ・ 交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出してください。
35	電子データ一式	添付資料26	○	○	○	○	○	郵送により申請する場合は、申請様式書類(Excel等)の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出してください。
36	その他公社が必要と認める書類	添付資料27	△	△	△	△	△	その他、必要とする書類がある場合に提出してください。 ※令和4年4月1日から令和4年8月31日までに契約をし、契約を締結し、かつ同年9月30日までに第8条の規定により本助成金の交付の申請を行う場合は、工事契約書を提出すること

別表第3 事業開始時に必要な提出書類(交付要綱第13条関係)

No.	提出書類		電力					備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	
1	提出書類チェックリスト		○	○	○	○	○	
2	助成事業開始届	第7号様式	○	○	○	○	○	
3	助成対象事業経費内訳	共通様式	△	△	△	△	△	申請時から変更があった場合に提出してください。
4	工事契約書(写し)	添付資料1	○	○	○	○	○	設計、購入、工事の契約書の写しを提出してください。
5	見積書	添付資料2	△	△	△	△	△	申請時から変更があった場合に提出してください。 ・内訳の各品目に番号等を付け、「助成対象事業経費内訳」(共通様式)の記載項目と突合できるようにしてください。
6	リース契約書及びリース計算書(写し)	添付資料3	△	△	△	△	△	リース契約を行う場合に提出してください。 ・リース契約書(写し)を提出してください。 ・リース料から助成金相当分を減額してください。 ・リース料から助成金相当分が減額されていることを証明できるリース計算書(助成金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提出してください。
7	電子データ一式		○	○	○	○	○	郵送により申請する場合は、申請様式書類(Excel等)の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出してください。
8	その他公社が必要と認める書類	添付資料4	△	△	△	△	△	その他、必要とする書類がある場合、申請時から変更があった書類は提出してください。

別表第4 実績報告時に必要な提出書類(交付要綱第22条関係)

No.	提出書類		電力					備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	
1	提出書類チェックリスト		○	○	○	○	○	
2	実績報告書兼助成金交付請求書	第17号様式	○	○	○	○	○	法人又は個人事業主の場合は第17号の1様式、区市町村の場合は第17号の3様式を提出すること。
3	助成対象事業経費内訳	共通様式	○	○	○	○	○	
4	システム系統図	添付資料1	○	○	○	○	○	竣工後の図面を提出してください。(記載方法は、交付申請時と同様です。)
5	単線結線図	添付資料2	○	○	○	○	○	竣工後の図面を提出してください。(記載方法は、交付申請時と同様です。)
6	機器配置図	添付資料3	○	○	○	○	○	竣工後の図面を提出してください。(記載方法は、基本的には交付申請時と同様です。)
7	銘板写真	添付資料4	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要と型式名等が突合できるようにしてください。 ・「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要の型式・製造番号の表示が欠けず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるものを提出してください。 ・同一型式の機器は、代表となるものを1枚撮影し、提出してください。 ・1つの設備種別に複数の型式がある場合は、型式毎に写真を撮影し、提出してください。 ※写真はカラーで提出してください。
8	工事写真	添付資料5	○	○	○	○	○	助成対象設備の工事前及び工事完了後の設置状態を示す写真を撮影し、提出してください。 「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要の各機器搬入時に、数量が突合できる写真を撮影し、ご提出ください。 ※写真はカラーで提出してください。
9	契約書(写し)	添付資料6	○	○	○	○	○	発注書又は請書でも可とします。
10	請求書(写し)	添付資料7	○	○	○	○	○	
11	領収書(写し)	添付資料8	○	○	○	○	○	
12	保証書又は出荷証明書(写し)	添付資料9	○	○	○	○	○	製造番号及び設置住所を明記してください。

別表第4 実績報告時に必要な提出書類(交付要綱第22条関係)

No.	提出書類		電力					備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	
13	試運転結果報告書	添付資料10	○	○	○	○	○	設置完了後に試運転した結果をまとめてください。
14	電力会社との協議内容がわかる資料	添付資料11	○	○	○	○	○	電力購入に関する電力会社の文書(照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等)、協議に関する議事録等、電力会社との協議が整っていることを確認できる資料を提出してください(例:系統連系に対する検討結果回答書等)。
15	国等の助成金等において受領した交付額確定通知書等(写し)	添付資料12	△	△	△	△	△	国等の助成金等の交付を受ける場合に提出してください。 ・実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談してください。 ・公社から指示がある場合は、国等の助成金等に係る交付要綱、提出書類等を併せて提出してください。
16	省エネルギー診断に係る報告書の表紙(写し)	添付資料13	△	△	△	△	△	省エネルギー診断を受診した場合に提出してください。
17	再エネ電力証書発行に必要な手続きが完了していることが確認できる資料	添付資料14	○	○	○	○	○	・事業での再エネ電力証書の種類は原則「グリーン電力証書」とします。 ・再エネ電力証書発行に必要な手続きが完了していることが確認できる資料(設備認定証、設備認定通知等)をご提出ください。 ・証書化についての手続き方法等のご案内は公社では行っておりませんので、申請事業者自身でご確認の上、手続きを行ってください。
18	再エネ設備情報及び省エネルギー対策の取組内容の公表資料	添付資料15	○	○	○	○	○	公表するにあたって次の事項が記載されている資料を提出してください。 ・導入した設備の概要 ・導入場所 ・導入目的 ・他の事業者の再エネ設備導入の参考になる情報 ・省エネルギー対策の取組内容 ・上記事項の公表方法
19	振込口座が確認できる資料	添付資料16	○	○	○	○	○	振込口座が確認できる資料(通帳等の写し)を提出してください。

別表第4 実績報告時に必要な提出書類(交付要綱第22条関係)

No.	提出書類		電力					備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	
20	電子データ一式		○	○	○	○	○	郵送により申請する場合は、申請様式書類(Excel等)の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出してください。
21	その他公社が必要と認める書類	添付資料17	△	△	△	△	△	その他、必要とする書類がある場合に提出してください。